

事 務 連 絡  
平成23年2月14日

各府省等法令担当者 各位

内閣官房情報公開法改正準備室

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」  
について（協議）

標記法律案について、別添のとおり協議しますので、御質問、御意見がございましたら、下記の期限までにメールにて提出願います。御質問等を提出される場合は事前に電話にてその旨御連絡ください。

期限までに提出のない場合は、御質問等がないものとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、今後の法制局審査等において変更があり得ることを御承知おきください。

※ 霞が関WANを閲覧した各府省等の法令協議窓口担当者の方は、お手数ですが、下記メールアドレスまでこの事務連絡を確認した旨速やかにご連絡願います。

記

質問提出期限：2月16日（水）17：00

意見提出期限：2月21日（月）17：00

<今後の予定>

閣 議 3月上旬（予定）

（連絡先）

内閣官房 情報公開法改正準備室  
野澤、脇

TEL：03-6910-0201

FAX：03-3504-1833

E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

# 情報公開法改正の概要

情報公開制度が「国民の知る権利」を保障する観点から定められたものであることを明示(1条)するとともに、同制度を「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容に改正

## 「国民の知る権利」の保障 (オープンガバメントの実現)

より多く

### > 開示情報の拡大 (5条・6条)

不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、開示情報を拡大。

(例)不開示情報から、「公にしないとの条件で任意に提供された」法人情報、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」審議情報を削除、国・公共の安全情報の厳格化等。

### > 情報提供制度の充実 (25条)

より簡易に

### > 手数料の見直し (16条)

開示請求手数料を原則として廃止。

より早く

### > 開示決定等の期限の短縮 (10条)

開示請求から開示決定等までの期限を「30日」から「行政機関の休日を除き14日」に短縮。

### > 不開示決定のみなし規定 (10条・11条)

期限内に開示決定等がされない場合には、請求者が不開示決定がされたものとみなすことができることとすることにより、直ちに不服申立てや情報公開訴訟を行うことを可能にする。

より明確に

### > 不開示決定における理由付記 (9条)

不開示決定の通知に、その根拠条項及び理由をできる限り具体的に記載。

より確実に

### 【内閣総理大臣のリーダーシップの発揮と事後救済制度の強化】

#### [不服申立て]

### > 諮問が遅れた場合の報告・公表 (18条・27条)

審査会へ諮問するまでの期間が90日を超えた場合には、超過理由等を内閣総理大臣に報告・公表。

#### [内閣総理大臣の権限強化]

### > 内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入 (21条)

審査会の答申を受けて行政機関の長が不服申立てに対する裁決又は決定をするときは、内閣総理大臣の同意を得ることとし、同意しないときは、内閣総理大臣が①答申の内容に沿った裁決又は決定、②公益上の理由による裁量的開示等の措置を求めることができる制度を導入。

### > 情報公開法の移管(総務省→内閣府) (内閣府設置法4条・68条、総務省設置法25条)

#### [訴訟]

### > 情報公開訴訟の抜本的強化 (22条・23条・24条)

・原告の普通裁判所所在地の地方裁判所に提起することを可能にする。

・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書に記録されている情報の内容、不開示決定の根拠条項、その該当理由等を分類又は整理した資料(いわゆるヴァーン・インデックス)の作成及び提出を求める手続を導入。

・裁判所が、原告側の同意を得て、非公開の期日において、当事者を立ち会わずに対象文書について証拠調べを行う、いわゆるインカメラ審理手続を導入。

※ 施行期日:法の公布から2年以内で政令で定める日

# 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

## 目次

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| ○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（第一条関係）       | 1  |
| ○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（第二条関係）    | 20 |
| ○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第三条関係）                     | 36 |
| ○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第四条関係）                     | 39 |
| ○行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（附則第四条関係）    | 40 |
| ○独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第六条関係） | 44 |
| ○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（附則第八条関係）           | 47 |
| ○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（附則第十条関係）                  | 50 |
| ○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（附則第十一条関係）                | 51 |
| ○政党助成法（平成六年法律第五号）（附則第十三条関係）                      | 59 |
| ○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（附則第十五条関係）                      | 60 |
| ○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（附則第十七条関係）        | 62 |

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

公文書等の管理に関する法律による改正後

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 行政文書の開示（第三条―第十七条）

第三章 不服申立て（第十八条―第二十一条）

第四章 訴訟（第二十二条―第二十四条）

第五章 情報提供（第二十五条）

第六章 補則（第二十六条―第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利及び行政機関の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって国民の知る権利を保障し、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第二章 行政文書の開示

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 行政文書の開示（第三条―第十七条）

第三章 不服申立て等（第十八条―第二十一条）

第四章 補則（第二十二条―第二十六条）

附則

第一章 （同上）

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第二章 （同上）

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員並び

(行政文書の開示義務)

第五条 (同上)

一 (同上)

イ (同上)

ロ (同上)

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員並び

に地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

二 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

に地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの

#### 六 (略)

#### (部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの  
ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの

#### 六 (略)

#### (部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示

情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前二項の規定による通知（開示請求に係る行政文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあっては不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由、開示請求に係る行政文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあっては当該行政文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の行政文書の保有の有無に関

情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 (同上)

2 (同上)



する理由)をできる限り具体的に記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条第一項及び第二項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から十四日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、行政機関の長が開示請求に係る行政文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずる

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (同上)

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある

おそれがある場合には、同項及び同条第二項の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については第十六条第五項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について第十六条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間

2| 前項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額」とする。

3| 開示請求者は、第一項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が同項に規定する残りの行政文書（第十六条において単に「残りの行政文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

（独立行政法人等への事案の移送）

場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

（独立行政法人等への事案の移送）

第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政

政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができ、この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならぬ。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法(第十七条第一項を除く。)の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号) 第四条第二項」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 (略)

2 (略)

第十二条の二 (同上)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号) 第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条第一項及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十四条 （略）

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなつた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 （略）

（手数料）

第十六条 次に掲げる者が開示請求をするときは、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十四条 （略）

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 （略）

（手数料）

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令

係る手数料（第八項において「開示請求手数料」という。）を納めなければならない。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（第三号において「会社等」という。）又はその代理人

二 営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人（次号において「個人事業者」という。）又はその代理人

三 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員

2| 行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

3| 開示実施手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4| 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5| 第十一条第一項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があつた日から三十日以内に、残りの行政文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料

で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2| 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3| 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

料の額の範囲内で政令で定める額（次項及び第七項において「見込額」という。）を予納しなければならない。

6 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

7 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。ただし、残りの行政文書についての開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなつた者が第十四条第三項に規定する期間内に同条第二項の規定による申出をしない場合において、行政機関の長が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

8 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることができる。

### 第三章 不服申立て

#### （審査会への諮問）

第十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立て

### 第三章 不服申立て等

#### （審査会への諮問）

第十八条 （同上）

に対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号、第二十条及び第二十一条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る不服申立てがあった日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第二十一条（同法第四十八条において準用する場合を含む。）の規定により補正を命じた場合にあっては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十七条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

#### （諮問をした旨の通知）

第十九条 前条第一項の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 三 （略）

一 （同上）

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

#### （諮問をした旨の通知）

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 三 （略）

(内閣総理大臣による同意及び措置要求)

第二十一条 第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関(会計検査院を除く。以下この条及び第二十八条において同じ。)の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 前項の場合において、内閣総理大臣は、当該諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして同意をすることが適切でないとき、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容及び当該裁決又は決定、同条の規定による開示その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 3 行政機関の長は、前項の要求があつたときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする。

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。)[が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

- 2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。



## 第四章 訴訟

### 〔管轄及び移送の特例〕

第二十二條 開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。第三十条において同じ。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

### 〔釈明処分の特例〕

第二十三條 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭

にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

（口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ）

第二十四条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2| 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

3| 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

4| 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該行政文書を再度提示させることができる。

## 第五章 情報提供

第二十五条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関の保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

- 一 当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報
- 二 当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報
- 三 当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報
- 四 当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報
- 五 当該行政機関の所掌に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報
  - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの
  - ロ 当該行政機関の長が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの

ハ、イ又はロに掲げる法人に類するものとして政令で定める法人

2| 行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するように努めるものとする。

3| 前二項の規定によるもののほか、政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

#### 第六章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十六条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関する法律第七条第二項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

#### 第四章 (同上)

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十二條 (同上)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十三條 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の

（施行状況の報告等）

第二十七条 行政機関の長は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要（第十八条第二項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならない）とされる事項を公表しなければならない。

（内閣総理大臣の勧告）

第二十八条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

（地方公共団体の情報公開）

状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実）

第二十四条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

（地方公共団体の情報公開）

**第二十九条** 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、**情報公開条例**（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。次条において同じ。）の制定その他のその保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

（情報公開訴訟に関する規定の準用）

**第三十条** **第二十三条**及び**第二十四条**の規定は、**情報公開条例**の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手続について準用する。

（政令への委任）

**第三十一条** （略）

**第二十五条** 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

（政令への委任）

**第二十六条** （略）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

### 一 目的

法の目的に、国民の知る権利の保障、国民による行政の監視及び国民の行政への参加に資すること等を追加するものとする。

(第一条関係)

### 二 開示情報の拡大

1 個人に関する情報について、次に掲げる情報を原則として開示するものとする。

(一) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、

当該情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分

(二) 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関等において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分

2 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、行政機関の

要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが合理的であると認められるものを不開示情報とする規定を削除するものとする。

3 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報を不開示情報とするものとする。

4 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報を不開示情報とするものとする。

5 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報について、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものを不開示情報とする規定を削除するものとする。

6 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき原則として開示しなければならない



ものとする。

(第五条及び第六条関係)

### 三 開示決定等の理由等の付記

開示決定等の通知には、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由をできる限り具体的に記載しなければならないものとする。

(第九条関係)

### 四 開示決定等の期限

1 開示決定等は、開示請求があつた日から十四日（行政機関の休日に関する法律第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内にしなければならないものとする。開示請求者は、開示決定等の期限内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が開示決定をしたものとみなすことができるものとする。

2 開示決定等の期限の特例が適用された場合に、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をした後、残りの行政文書については五の二の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとする。開示請求者は、行政機関の長が通知した期間（その期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期

( )  
( )  
間)内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が残りの行政文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとする事。

(第十条及び第十一条関係)

## 五 手数料

1 会社法第二条第一号に規定する会社等が開示請求をするときは、所要の開示請求手数料を納めなければならぬものとする事。

2 開示決定等の期限の特例が適用された場合に、開示請求者は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等の通知があつた日から三十日以内に、残りの行政文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならないものとする事。

3 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、開示決定等の通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることができるものとする事。

(第十六条関係)

## 六 内閣総理大臣による同意及び措置要求

1 情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する

裁決又は決定をしようとするときは、原則として、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないものとする。

2 1の場合において、内閣総理大臣は、同意をすることが適切でないとき、当該行政機関の長に対し、情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容に沿った裁決又は決定、公益上の理由による裁量的開示その他の必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。

(第二十一条関係)

## 七 訴訟

1 情報公開訴訟は、行政事件訴訟法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができるものとする。

2 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書に記録されている情報の内容、三の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分

をすることが出来るものとする。

3 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、2に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書の証拠調べ又は検証をすることが出来るものとする。

(第二十二條から第二十四條まで關係)

## 八 情報提供

1 行政機関の長は、当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報等を記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

2 行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法

により提供するよう努めるものとする。

(第二十五条関係)

## 九 内閣総理大臣の勧告

内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとする。

(第二十八条関係)

## 十 情報公開訴訟に関する規定の準用

七の2及び3の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手続について準用するものとする。

(第三十条関係)

## 十一 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

## 第二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

### 一 目的

法の目的に、国民の知る権利の保障を追加するものとする。

(第一条関係)

## 二 開示情報の拡大

1 個人に関する情報について、次に掲げる情報を原則として開示するものとする。

(一) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分

(二) 当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会等において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分

2 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが合理的であると認められるものを不開示情報とする規定を削除するものとする。

3 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報について、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそ

れがあるものを不開示情報とする規定を削除するものとする。

4 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき原則として開示しなければならぬものとする。

(第五条及び第六条関係)

### 三 開示決定等の理由等の付記

開示決定等の通知には、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由をできる限り具体的に記載しなければならないものとする。

(第九条関係)

### 四 開示決定等の期限

1 開示決定等は、開示請求があつた日から十四日（各独立行政法人等につき規程又は就業規則において定められた休日の日数は、算入しない。）以内にしなければならないものとともに、開示請求者は、開示決定等の期限内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が不開示決定をしたものとみなすことができるものとする。

2 開示決定等の期限の特例が適用された場合に、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうち

の相当の部分につき開示決定等をした後、残りの法人文書については五の二の規定による予納があった後相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとするともに、開示請求者は、独立行政法人等が通知した期間（その期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間）内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が残りの法人文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとする。

（第十条及び第十一条関係）

## 五 手数料

1 会社法第二条第一号に規定する会社等が開示請求をするときは、所要の開示請求手数料を納めなければならぬものとする。

2 開示決定等の期限の特例が適用された場合に、開示請求者は、開示請求に係る法人文書のうち相当の部分につき開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの法人文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならないものとする。

3 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、開示決定等の通知に係る書面又は法人文書の写しの送付を



求めることができるものとする。

(第十七条関係)

## 六 訴訟

1 情報公開訴訟は、行政事件訴訟法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができるものとする。

2 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした独立行政法人等に対し、当該情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、三の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができるものとする。

3 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、2に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る法人文書を目的とする文書の証拠調べ又は検証をすることができるものとする。

(第二十一条から第二十三条まで関係)

## 七 情報提供

独立行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする事。

(第二十四条関係)

## 八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする事。

## 第三 内閣府設置法の一部改正

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る事務を総務省から内閣府に移管することに伴い、内閣府の所掌事務に、行政機関及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務を追加するものとする事。

(第四条関係)

二 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、内閣府の所掌事務の一部を分掌させることができるものとする事。

(第六十八条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うものとする事。

#### 第四 総務省設置法の一部改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る事務を総務省から内閣府に移管することに伴い、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所の事務について所要の規定の整備を行うものとする事。

(第二十五条関係)

#### 第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする事。

(附則第二条から附則第十七条まで関係)